

令和2年6月1日

大磯町長 中 崎 久 雄 様

大磯町行政情報公開審査会
会長 安 達 和 志

大磯町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年10月31日付けで諮問された下記の各決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

- (1) 令和元年7月8日に行われた「R元年度公募型補助金 ○評価委員会の評価協議議事録」の行政情報の公開請求に対し、令和元年7月19日付けでなされた公開決定（以下「諮問事項1」という。）
- (2) 令和元年7月23日に行われた「令和元年度公募型補助金 1、評価委員別評価点及び評価 2、プレゼンの質疑の逐字記録①大磯町福祉作業所等連絡会②大磯町マコモ研究会」の行政情報の公開請求に対し、令和元年8月6日付けでなされた公開決定（以下「諮問事項2」という。）
- (3) 令和元年9月10日に行われた「令和元年度町民活動推進補助金事業採択に係る補助金等審査会の議事録」の行政情報の公開請求に対し、令和元年9月24日付けでなされた一部公開決定（以下「諮問事項3」という。）
- (4) 令和元年9月26日に行われた「令和元年度公募型補助金の採択に係る審査会の議事録」に係る「電磁記録（ボイスレコーダー）」の行政情報の公開（視聴）請求に対し、令和元年10月10日付けでなされた不存在決定（以下「諮問事項4」という。）

1 審査会の結論

（諮問事項1）

大磯町長（以下「実施機関」という。）が、「R元年度公募型補助金 ○評価委員会の評価協議議事録」の公開の請求に対し、請求時点では議事録は作成されていなかったにもかかわらず、別の文書を作成して公開決定としたことは妥当ではなかったが、審査請求人がその後に行った新たな公開請求に対する実施機関の決定により請求の対象としていた議事録はすでに一部公開されており、本審査請求は請求の利益を失っているため、却下するのが妥当である。

（諮問事項2）

実施機関が、「令和元年度公募型補助金 1、評価委員別評価点及び評価 2、プレゼンの質疑の逐字記録①大磯町福祉作業所等連絡会②大磯町マコモ研究会」

について公開決定をして提示した文書は、審査請求人が求めていた文書とは異なり、請求対象文書の特定という点で必ずしも妥当ではなかったが、審査請求人がその後に行った請求に対して、当該文書の原本に当たる文書がすでに公開されており、本審査請求は請求の利益を失っているため、却下するのが妥当である。

(諮問事項3)

実施機関が、「令和元年度町民活動推進補助金事業採択に係る補助金等審査会の議事録」について一部公開とした決定は、非公開とした部分に理由がなく、公開すべきものと判断する。

(諮問事項4)

実施機関が、「令和元年度公募型補助金の採択に係る審査会の議事録の公開を受けた(R元.9.24)が編集されており、電磁記録(ボイスレコーダー)の聴取を請求する」について不存在とした決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

日 付	内 容
令和元年7月8日	審査請求人は、「R元年度公募型補助金 ○評価委員会の評価協議議事録」に係る行政情報公開請求を行った。
令和元年7月19日	実施機関は、上記請求に対する公開決定(以下「本件決定1」という。)を行った。
令和元年7月23日	審査請求人は、「令和元年度公募型補助金 1、評価委員別評価点及び評価 2、プレゼンの質疑の逐字記録①大磯町福祉作業所等連絡会②大磯町マコモ研究会」に係る行政情報公開請求を行った。
令和元年8月6日	実施機関は、上記請求に対する公開決定(以下「本件決定2」という。)を行った。
令和元年8月8日	審査請求人は、「R元年度公募型補助金 審査結果 評価点記入用紙原本(審査委員全員分)」に係る行政情報公開請求を行った。
令和元年8月21日	実施機関は、上記請求に対する公開決定を行った。
令和元年9月10日	審査請求人は、「令和元年度町民活動推進補助金事業採択に係る補助金等審査会の議事録」に係る行政情報公開請求を行った。
令和元年9月24日	実施機関は、上記請求に対し、大磯町情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第4号該当(発言者・発言の内容に関する情報のうち、自由かつ率直な発言を確保するため、非公開とする必要があると認めるため。)を理由とし

	て、一部非公開決定を行った（以下「本件決定3」という。）。
令和元年9月26日	審査請求人は、「令和元年度公募型補助金の採択に係る審査会の議事録の公開を受けた（R元. 9. 24）が編集されており、電磁記録（ボイスレコーダー）の聴取を請求する」に係る行政情報公開請求を行った。
令和元年10月10日	実施機関は、上記請求に対し、「電磁記録（ボイスレコーダー）については、議事録作成の為、補助的又は、一時的に記録されているものであり、議事録作成後に消去した為」として不存在決定（以下「本件決定4」という。）を行った。
令和元年10月15日	審査請求人は、上記決定等に対する審査請求を行った。
令和元年10月31日	実施機関は、条例第12条第1項の規定により、上記審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、次の各号に掲げるとおりである。

(諮問事項1)

実施機関が本件決定1に基づいて提示した文書は、議事録とは言い難い文書であり、「議事録」の開示を求める。

(諮問事項2)

実施機関が本件決定2に基づいて提示したのは、実質的に非開示部分がある別の文書であり、不当、違法に開示されなかった文書の開示を求める。

(諮問事項3)

実施機関が行った本件決定3を取り消し、一部非公開とされた部分の開示を求める。

(諮問事項4)

実施機関が行った本件決定4の理由は不当であり、開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、反論書（令和元年11月22日付け）及び令和2年1月16日の当審査会の口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

(諮問事項1)

実施機関が本件決定1に基づいて提示した文書は、「令和元年度大磯町補助金等評価委員会結果（概要）」なるおよそ議事録とは言い難い文書であり、審査請求人が開示を請求した「議事録」ではないため。

(諮問事項 2)

審査請求人がした「評価委員別評価点及び評価」の開示請求に対して、実施機関が本件決定 2 に基づいて提示した事業別の「町民活動推進補助金審査とりまとめ表」は、委員名が①～⑤と記入され、コメント欄がない実質的に非開示部分がある文書であり、事実を隠ぺいするために別の文書を提示し、情報を操作するという故意行為であるから、不当、違法に開示されなかった部分の開示を求めるため。

(諮問事項 3)

開示された文書は、条例第 6 条第 4 号該当として発言者名がすべて非開示とされている。条例第 6 条第 4 号は、町の機関等が行う審議等又は将来の同種の審議等の適正な実施を確保する観点から定めたものであるが、非開示情報の範囲が広範にわたるのを防ぐため「著しい支障が生じるおそれ」に限定する。その程度は実質的なものが求められ、「おそれ」も単なる可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められることが必要とされる。

本件対象文書は、補助金という公金の用途を決めた審議会の記録である。有識者は専門的見地から意見を述べ、一般町民の委員も公募に率先して応じ選ばれ、行政機関の決定に資することが期待されてその任務を受けたのであるから、自由かつ率直な発言が抑制されるとは考えられないため。

(諮問事項 4)

本件記録は、補助金の交付先・不交付先を選考した意思決定過程を詳細に知ることのできる唯一の資料であり、組織共用としての実質を備えた条例に定める公文書であることは明らかである。したがって、これを消去したとの主張は、適正な文書管理を怠り、町民に対する説明責任を放棄したに等しい。

条例上の行政情報の対象から除外されるのは、「補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録」の範囲の中での「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等」と解すべきであるから、本件記録は行政文書の対象から除外されない。したがって、実施機関が行った本件決定 4 は妥当でないため。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関から提出された弁明書（令和元年 11 月 15 日付け）及び令和 2 年 1 月 16 日の当審査会の説明における実施機関の主張を要約すると、次に掲げるとおりである。

(諮問事項 1)

情報公開請求時詳細な議事録は不存在であり、請求に応ずるものとして「令和元年度大磯町補助金等評価委員会結果（概要）」を作成し、公開した。

(諮問事項 2)

「町民活動推進補助金審査とりまとめ表」は、補助金審議の上で基準とな

る各団体の点数を記載したものであり、審査請求人に対しては、委員会の意見として採択・不採択の理由を以前にすでに通知していることから、点数を出すことで請求内容を満たすことができると判断したためである。全体のとりまとめが最終的には事務局として持つべきものという認識があり、「事実を隠ぺいするために別の文書を提示し、情報を操作するという故意行為」をおこなった事実はない。

(諮問事項 3)

発言者が個人として特定されると委員の自由な発言を妨げるおそれがあり、条例第6条第4号(発言者・発言の内容に関する情報のうち、自由かつ率直な発言を確保するため非公開とする必要があると認められるため。)に該当するため、一部非公開と判断した。

(諮問事項 4)

電磁記録(ボイスレコーダー)については、議事録作成の為、補助的、又は一時的に記録されているものであり、議事録作成後に消去したので、不存在である。

5 審査会の判断

(諮問事項 1)

実施機関が本件決定1に基づいて公開したのは、「令和元年度大磯町補助金等評価委員会結果(概要)」と題する文書(以下「本件文書1」という。)であり、これは、令和元年度公募型補助金に係る評価委員会の議事内容を簡潔にまとめたものである。実施機関によれば、同評価委員会の会議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」9(会議録等の作成)の規定に基づいてごく簡易な会議録(第3号様式)が作成され、ホームページにより町民の閲覧に供されている。これに対し、審査請求人が行った公開請求に係る議事録に関しては、詳細な議事録自体を作成していなかったことから、議事録に代わるものとして本件文書1を作成し、その公開を決定した(なお、実施機関はその後に議事録を作成し、本件決定3において一部公開決定を行っている)。

そこで、本件決定1の当否について検討すると、本件の請求時に議事録が存在しなかったため、実施機関が本件文書1を作成して公開したことは、情報提供としては意味があるものの、妥当とはいえない。本来は、請求に係る議事録が存在しない以上、不存在決定を行うべきであったと考えられる。

ただし、本件決定1～4は一括して審査請求がなされ、その中で本件決定3により議事録がすでに一部公開されているため、本件決定1については請求の利益が失われていると判断される。したがって、本件審査請求は却下するのが妥当である。

(諮問事項 2)

審査請求人が行った「評価委員別評価点及び評価」の公開請求に対し、実施機関が本件決定 2 により公開したのは、「町民活動推進補助金審査とりまとめ表」(以下「本件文書 2」という。)であり、これには、委員名が①～⑤と記入され、各事業ごとに、委員が評価項目に応じて付けた点数、各委員の合計点数、各評価項目の平均点が記載されている。実施機関によれば、本件文書 2 とは別に、その原本に当たるものとして「令和元年度町民活動推進補助金審査表」が存在し、これは各委員(ただし、委員名は無記入)ごとに、評価項目に応じた各事業の評価点数、合計点数とコメントが手書きで記入される体裁のもので、令和元年度公募型補助金に係るプレゼンテーション時の各委員の採点・評価記録に当たるものである。

条例の趣旨にかんがみれば、公開請求の対象文書を特定する際は、より情報量の多いデータ、またより元データに近いものを示すことが町民の知る権利の保障に資すると考えられることから、評価点だけでなく評価も記載された原本が存在するにもかかわらず、実施機関が本件文書 2 を対象文書としたことは、違法とまではいえないとしても、妥当性に欠けるものと判断される。

ただし、審査請求人は、その後「R 元年度公募型補助金審査結果 評価点記入用紙原本(審査委員全員分)」に係る行政情報公開請求を行い、令和元年 8 月 21 日付けで実施機関により公開決定がされている。したがって、本件決定 2 については請求の利益が失われているため、本件審査請求は却下するのが妥当である。

(諮問事項 3)

(1) 本件対象文書について

本件の対象文書は、「令和元年度大磯町補助金等評価委員会 議事録」(以下「本件文書 3」という。)であり、令和元年 6 月 15 日に開催された同委員会の会議につき、主に議題(2)「令和元年度事業採択に係る審査の評価協議について」(非公開)における出席者の発言を逐語的に記録したものである。出席者の氏名の記載はなく、また発言者名についても、事務局を除く発言に関しては同委員会における職名が記載されている。

実施機関は、本件文書 3 に記載された発言者名(事務局を除く)を条例第 6 条第 4 号に該当すると判断し、一部公開としているため、以下、条例第 6 条第 4 号の適用の適否につき検討する。

(2) 条例第 6 条第 4 号の該当性について

条例第 6 条第 4 号は「町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等(以下「審議等」という。)に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」については、非公開とすることが

できると規定している。

この非公開にすることができる情報は、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等の公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれのある情報と解される。その中には、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害される情報が含まれ、発言者・発言の内容に関する情報のうち、自由かつ率直な発言を確保するため非公開とする必要があるものがこれに当たると考えられるが、「著しい支障が生ずるおそれ」があるか否かについては、慎重に判断されなければならない。

実施機関によると、本件については、発言者名の記載を公開することで、個人が発言者として特定され、当該審議等又は将来の同種の審議等での影響が懸念されるとしている。しかしながら、本件文書3に記載された発言者名は個人名ではなく、発言者の同委員会における職名であり、委員長の職名を除けば委員は特定されない。実施機関は、委員長が個人的意見を述べることもあるため、委員長の発言についても発言者名を非公開にする必要があると述べるが、委員長は会議の主宰者であり、その発言は基本的に議事進行上の発言であると考えられる。また、たとえその発言が個人的意見であったとしても、委員長の職責上それが特定されることはやむをえないというべきである。

したがって、この発言者名の記載が公開されることによって、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められないため、条例第6条第4号の非公開とすべき事由に該当せず、公開すべきものと判断する。

(諮問事項4)

(1) 本件の対象の存否について

本件の対象となっているのは、令和元年6月15日に開催された「令和元年度大磯町補助金等評価委員会」の会議の議事内容を録音した電磁的記録（ボイスレコーダー）（以下「本件記録」という。）である。実施機関によれば、本件記録は、議事録を作成するため補助的又は一時的に記録されたものであるが、本件文書3の作成後、委員による確認を経て令和元年8月末日に議事録が確定したため、同年9月初旬に消去したとしている。同委員会の上記会議については、諮問事項3で検討したとおり本件文書3という議事録が現に作成されているため、その確定後に本件記録を消去したという実施機関の説明に不合理な点は認められず、同記録の存在を推知できる特段の事情がない本件において、これを不存在とした本件決定4は妥当なものと判断する。

(2) 条例第2条第2号イの該当性について

実施機関の主張には、本件記録は条例第2条第2号イに該当し、そもそも公開請求の対象となる「行政情報」から除かれるとの理解が含まれ、この点に関する審査請求人の反論も出されているので、以下、条例第2条第2号イの適用の適否につき検討する。

ア 条例第2条第2号イ（以下、「本件規定」という。）は「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」については行政情報から除くものと規定する。

イ また、本件規定を受けた条例施行規則第2条第1号では、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」は行政情報から除かれるものとしている。

そうすると、議事録の作成を目的として補助的又は一時的に録音等をした電磁的記録は、公開請求等の対象となる「行政情報」には含まれない。

上述のとおり本件記録は、議事録を作成するために補助的又は一時的に記録したものと認められる。

したがって、仮に本件記録が存在していたとしても、本件記録は、条例第2条2号イに定める行政情報に該当せず、開示対象に該当しないと解するのが相当である。

結論

以上、審査会としては、「1 審査会の結論」に示すとおり答申する。